

## 一、電氣局の財政々策に對する一般の方策

### 一、政府に對し電氣事業の起債認可の積極的運動を促すこと

現在の東京市電は高速度電線並に完成軌道並に車輛の大々的改裝、大氣的生産工廠の設置並に發電所の建設等に對する起債を爲し、これが根本的立直しを必要とする。

### 二、電力購入契約の改訂

現在使用してゐる電力は餘りにも高價極まるものである。これが購入契約の改訂又は購入變更を爲すべきである。

### 三、公納金の撤廢

従來電車運賃より本市會計に道路使用料として公納金を支出したるも最近これが漸減を見るに至るも他電氣事業の自動車運賃にこの弊害を存続せしめつゝあり宜しくこれは即時撤廢すべきである。

### 四、受益者負担金を徴収して電氣事業の補助を爲さしむること

交通機關の發達と共に都市は益々膨脹發展を爲し、これ其の反面に均一賃銀制の市外電車運賃は漸次行詰り

の運賃等時々刻々之行はれつゝあり

茲に於て我々一般従業員の日常生活は故なくも極度の脅威と不安に迫られつゝあり、これ即ち當局の經營その宜しきを得ざると共に政府或は本市等の不合理なる制府に依り、交通産業上に於ける百年の大計を遂行し得ざる結果にして、我々従業員の負擔すべき何等の理由を發見し得ないのである。

我々は決して現在の場合待遇の向上改善を要求するものに非ずして、現在の待遇をこれ以上低下され改悪さるゝことのないやん事を庶幾ふのみである。

今や國家社會の進進は諸種の社會政策的施設の實現を觀る、特に各都市に於て最も重大視されつゝあり、このときに際して労働加重、賃銀の低下等を制する事は時代の進進に伴はざるものにして、延びては事業能率の減退を來すの恐れあり、宜しく速かにこれが根本的對策を講じて我等従業員の生活の安定を計り進んで帝都に於ける交通産業の根本的基礎の確立を爲し百萬市民諸君便益を増進しなければならぬ。

これ今回我等が茲に嘆願事項を提出する所以の理由である。

要に我等は電氣局の經營に對して當局の考慮を煩はさんとするものである、これ偏に嘆願事項の核心に觸れんことを庶幾する所以である。

の行程を辿りつゝあり乘車數の増上を本々以外に收束の困難なる設備に到達するものである。乗車數増上を促すことは現在の社會的助成の公非事業上之實業上之原因とする理由に據するに於ては市電電車は交通運輸に關するものであるが、居餘の運賃は市電電車運賃に比して直接利益を收得しつゝ、ある沿線の地主並に業主等その受託者に依り土地並に設備増進を圖じ、以上本市の収入となし電車事業に補助せしめなければならぬ。これ即ち受益者負担金を徴収する理由である。今日の如きは即ち僻むべき我々従業員等の苦境を考慮しつゝ、あるのである。天下これ以上の希望と幸福はないのである。

### 五、嘆願基金を本市會計に轉録すること

公共事業の製作長命令従業員が働いて税金の中から負擔することは明瞭と同一なる理由に基き大なる矛盾である。之は宜しく本市に於て爲すべき根本的措置を有するものである。茲に本市會計に返すべきである。

### 六、政府をして市電電氣事業に補助金を出さしむること

政府は今日私電氣事業の進歩の爲には特定の補助金を與へてその事業の進歩と土地を開發に資してゐる點に關り公共事業の進歩を主として電氣事業に對して何等の補助を爲さず反つて料金を其他事業上の制府を加へ壓迫手段を呈してゐる。故に電氣事業は異常なる窮乏あり。爲めに東京市の電車事業の如きは莫大なる損失と打撃を受けつゝ、今や電氣の交通事業は一方に異常電氣の脅威を受け、一方に自動車等々の發展に依る脅威を受けつゝあり。而して其結果の各階級に於ては従業員である斯くの如き劣況を公平に一掃する爲めに國庫の補助を必要とする。

## 四、嘆願條項

### 一、二重賃金制を固定給制に改められたし

#### 理由

車庫、工務、軌道、電力等に於ける賃金は請負制歩留等の二重賃金法に成るものである。かくて我等の最低生活を維持する收入がいも甚だしく不安に轉されてゐるのみならず、常に請負制に依る賃金の如きは収支不足の制度として、當局に於ては其執行の上上に繁雜不定を來すと同時に更に賃金問題の紛擾を起る事を遺囑とするものである。故に此際収入を基本として固定日給に改定すべきである。

### 二、現在の収入を減せしめぬせられたし

#### 理由

我等の収入が近時益々低減せられ現在に於ては、かなり我等が生活を脅かすつゝあり我等の窮乏せる生活は以上の收入減に耐へ得ざる實情にある。従つて現在の収入を絶対に低減せしめぬせられたし。

### 三、労働加重絕對反對

#### 理由

車庫、工務、軌道、電力等に於て現在以上の労働量増加の強制は事業の性質上軌道電力に於ては置業事故増加を來たし、車庫工場に於ては反つて修理不完全を來たす由々弊害問題である。従つて労働加重の強制は絶対に避けられたし。

### 四、昇給率低下反對並に昇給規定を確立し制定せられたし

#### 理由

近時非業務者の昇給率が甚だしく低下停止を見る事は實に我等の窮乏せる處にして、従つては作業能率にも莫大な影響を與へる結果となる。かゝる意味に於て我等は昇給率低下停止に絕對反對すると同時にこれは現在の昇給制度が確立されて居らぬ爲めである事を思ひ此の降速能率の如き確定せる昇給規定の制定を望むものである。

昭和四年八月 日

### 二、線路の情況又は乗客業多等業務上停止を得ずして運轉したる場合は事故障害の場合に準じ業務時間を給與せられたし

#### 理由

自動車、荷馬車、荷車其他線路上を走るもの、ために電車の運行を阻害せられ又暴日暴風日雨日其他異常現象の發達等による乗客の繁多により到底線路時間運轉に適合する場合全力を盡して運轉すると雖、急遽運轉中の走行困難にして遂に線路與時分より差引かるゝ如き現象を呈したるときは當然その業務時間を給與せられたし。

### 三、中休時分を百五十分と規定せられたし

従來の中休時間の給與方は業務時間の如何と中休時間の多少により支給率を異にしたるも、今回短縮せられたる中休時間運轉に於ては是なきが故にラッシュの発生困難なる運轉なりしものを一増困難ならしむるものにして到底現在までの中休給與法には堪へ得られざる處となる。更に事業上の立場からすると中休給與時分を百五十分と制定することが必要であると信ずるこれ我々を提出する理由である。

### 四、附帯作業時分三十分を増加せられたし

従前附帯作業時分として二十分を當時時分として十分計三十分支給せられ居るも改正給與法運轉以來遂に回送運轉にして交代時間以外に於ては切符の種別等々を以て中休給與中と雖も休職することを得ず切符の種別等々を以て中休の目の廻る如きにしてほとんと小休する暇もない状態である。故に我々は附帯作業時分として三十分を増加することを至極と考へ本條項を提出したる理由である。

### 五、一交代に對し二分を支給せられたし

従來交代の場合は檢車掛員より命令を受け車内行利を受領すると同時に給與時分のカード記入などとなるも改正制度に於ては電車の乗車と同時に於て給與時分のカードを記入するため其間約一分の損失を來し居り命令に應じて乘車したる以上、當然給與するべきものである。信じて本條項を提出したる理由である。

### 六、少年車庫に出入職を爲さしめ出入庫手帳を支給せられたし。

同一電車を運用する以上同一責任を以て仕事に出ること